

○環境省令第二十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月一日

環境大臣 小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第三	一・二	(略)	改 正 後
	三		
別表第三	一・二	(略)	改 正 前
	三		
<p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一 次に掲げるプラスチックのくず</p> <p>イ 次に掲げるプラスチックのくずであつて、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限り。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの</p> <p>(1) 主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず</p> <p>(i) ポリエチレン（別名PE）のくず</p> <p>(ii) ポリプロピレン（別名PP）のくず</p> <p>(iii) ポリスチレン（別名PS）のくず</p> <p>(iv) アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ABS）のくず</p> <p>(v) ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず</p> <p>(vi) ポリカーボネート（別名PC）</p>		<p>B 三 〇</p> <p>一 一</p>	
<p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれらの混合物であつて、再生利用するために調製されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）</p> <p>イ 重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくずであつて次に掲げる物</p> <p>(1) エチレンの重合体のくず</p> <p>(2) スチレンの重合体のくず</p> <p>(3) ポリプロピレンのくず</p> <p>(4) ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず</p> <p>(5) アクリロニトリルの重合体のくず</p> <p>(6) ブタジエンの重合体のくず</p> <p>(7) ポリアセタールのくず</p> <p>(8) ポリアミドのくず</p> <p>(9) ポリブチレンテレフタレート（別名PBT）のくず</p> <p>(10) ポリカーボネートのくず</p> <p>(11) ポリエーテルのくず</p> <p>(12) ポリ硫化フェニレンのくず</p>		<p>B 三 〇</p> <p>一 〇</p>	

- のくず
- (vii) ポリエーテルのくず
- (viii) (i)から(vii)までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
- (2) 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず
- (i) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
- (ii) フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず
- (iii) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
- (iv) エポキシ樹脂のくず
- (v) アルキド樹脂のくず
- (vi) (i)から(v)までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず
- (3) 主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）
- (i) パーフルオロエチレンープロピレン（別名FEP）のくず

- (13) アクリルの重合体のくず
- (14) アルカン（炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。）の重合体のくず
- (15) ポリウレタンのくず（クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。）
- (16) ポリシロキサン（別名シリコーン）のくず
- (17) ポリメチルメタクリラートのくず
- (18) ポリビニルアルコールのくず
- (19) ポリビニルブチラールのくず
- (20) ポリビニルアセタート（別名酢酸ビニル樹脂）のくず
- (21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
- ロ 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げる物（硬化されたものに限る。）
- (1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
- (2) フェノールホルムアルデヒド樹脂（別名フェノール樹脂）のくず
- (3) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
- (4) エポキシ樹脂のくず

<p>(ii) パーフルオロアルコキシアルカ ンのくず (テトラフルオロエチレ ンパーフルオロアルキルビニル エーテル (別名 PFA) 及びテト ラフルオロエチレンパーフルオ ロメチルビニルエーテル (別名 M FA) を含む。)</p> <p>(iii) ふっ化ポリビニル (別名 PVF) のくず</p> <p>(iv) ふっ化ポリビニリデン (別名 P VDF) のくず</p> <p>ロ ポリエチレン (別名 PE)、ポリプロ ピレン (別名 PP) 又はポリエチレンテ レフタレート (別名 PET) のみから成 るプラスチックのくずの混合物であつて 、別表第一の二の項第三号に掲げる処分 作業 (再生利用するために調製されたも のに限る。) が予定され、かつ、ほとん ど汚染されていないもの</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 次に掲げる繊維のくずであつて、再生利 用するために調整されたもの (次に掲げる 物以外の物が付着し、又は混入しているも のを除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>B三〇</p> <p>三〇</p>
---	---------------------------------

<p>(5) アルキド樹脂のくず</p> <p>(6) ポリアミドのくず</p> <p>ハ 製造されてから輸出又は輸入されるま での間、使用されたことがないふっ素化 重合体のくずであつて次に掲げる物</p> <p>(1) パーフルオロアルコキシアルカン のみから成るくず</p> <p>(2) パーフルオロエチレンプロピレ ン (別名 FEP) のみから成るくず</p> <p>(3) テトラフルオロエチレンパーフ ロプロピルビニルエーテル (別 名 PFA) のみから成るくず</p> <p>(4) テトラフルオロエチレンパーフ ロメチルビニルエーテル (別名 MFA) のみから成るくず</p> <p>(5) ポリふっ化ビニル (別名 PVF) のみから成るくず</p> <p>(6) ポリふっ化ビニリデン (別名 PV DF) のみから成るくず</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 繊維のくずであつて次に掲げる物</p>	<p>(略)</p> <p>B三〇</p> <p>三〇</p>
---	---------------------------------

備考	四	1・2 (略)	(略)	別表第四	一・二 (略)	三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含む おそれのある物 一〇二十 (略)	四 (略)	備考	四	1・2 (略)	(略)	イ 絹のくず (操糸に適しない繭、糸くず 又は反毛した繊維を含む。) であつて次に掲げる物 (1)・(2) (略)	六〇十八 (略)	ロ〇ワ (略)	(略)

備考	四	1・2 (略)	(略)	別表第四	一・二 (略)	三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含む おそれのある物 一〇二十 (略)	四 (略)	備考	四	1・2 (略)	(略)	イ 再生利用するために調整された絹のく ず (操糸に適しない繭、糸くず又は反毛 した繊維を含む。) であつて次に掲げる 物 (絹のくず以外の物が付着し、又は混 入しているものを除く。)	六〇十八 (略)	ロ〇ワ (略)	(略)

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。